

第6期福井市障がい福祉計画・第2期福井市障がい児福祉計画の実績

1 施設入所者の地域生活への移行

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上				
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数の1.6%以上削減				
本市の目標				
目標① 地域移行者数：令和元年度末施設入所者（340人）の5.8%				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値 (R2～R5の合計)
0人 ※システムから抽出	1人 ※システムから抽出	2人 ※システムから抽出	1人 ※システムから抽出	20人
目標② 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数（340人）の1.6%減				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
349人 ※システムから抽出	340人 ※システムから抽出	337人 ※システムから抽出	324人 ※システムから抽出	335人
成果と課題				
◇地域生活支援拠点の機能の一つである体験の機会の提供をしているほか、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）において、課題把握のためのアンケート調査、移行先となる事業所向けの研修開催、地域生活移行を考える障がい者やその家族へのピアサポート、民生委員などの地域支援者への理解促進などに取り組んできた。				
◇市民に対して、心のバリアフリー教室、障がい者スポーツイベント、手話講座等を実施し、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組んだ。				
◇令和2年度から令和5年度末の地域生活移行者数について、令和元年度末の施設入所者数340人の5.8%である20人を目標としていたが、実際には4人で約1.2%と目標を大きく下回っている。				
◇この地域生活移行者4人の移行先は、「自宅にて家族と同居」又は「グループホーム」となっている。				
◇令和2年度から令和5年度の入所者数の内訳では、65歳以上の入所者数の割合が33.5%から39.7%と6.2ポイント増加している。				
◇施設入所者の地域生活移行者数が増えない要因の一つとして、障がい者本人の高齢化や重度化、介護者である家族の高齢化が考えられることから、介護との連携や地域共生社会の実現に向けた取組などが重要となっている。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上	
目標② 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減	
本市の目標	
目標① 地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%	
目標② 施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の2%削減	
項 目	数 値
令和4年度末の施設入所者数	337人
目標① 令和5年度から令和8年度末までの地域生活移行者数	21人
目標② 令和8年度末の施設入所者数	330人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針
目標① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上 目標② 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に 目標③ 精神病床における早期退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上
本市の考え方
◇上記目標に関する成果目標は、県が設定するため、本市の目標は設定しないものの、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備をはじめ、地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図るため、令和2年度に設置した保健・医療・福祉等関係者による協議の場において、情報共有や効果的な取組等について協議する。
成果と課題
◇精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、社会参加、住まい等包括的に確保された体制を構築することを目的とし、「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」を県福井健康福祉センターと共同設置している。この協議会においては、本市や近隣自治体における現状や課題の整理、各取組について協議を行っている。 ◇協議会では、精神保健福祉に従事している支援者を対象とし、資質向上のための研修会や困難事例などの支援に関する事例検討会を行っている。 ◇措置入院患者が退院後に病状安定を保ち、安心して生活することができるよう、市保健所と県福井健康福祉センターが早期から医療機関と連携・協力をし、地域で適切な支援が受けられるように調整している。

3 地域生活支援の充実

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標 地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する				
本市の目標				
目標 地域生活支援拠点を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する				
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
0 回	1 回	1 回	1 回	1 回以上／年
成果と課題				
◇地域生活支援拠点は居住支援のための機能を備えており、障がい者が地域で安心して生活するための支援を行っている。 ◇地域生活支援拠点ガイドラインを用いて相談支援専門員や受入先となる事業所への周知に努めてきたが、事業所等アンケート調査によると、地域生活支援拠点を整備していることに関して、42.6%の事業所が知らないと回答している。 ◇地域生活支援拠点の整備類型について、令和4年4月からは、基幹相談支援センターに併設していた「多機能拠点整備型」から、多様な障がい種別に対応するため、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」に変更した。 ◇地域生活支援拠点の運用状況について、ワーキンググループを設置し、定期的に協議検討を行っているほか、自立支援協議会の協力を得ながら、年1回以上検証を行っている。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上	
目標② 精神病床の 1 年以上入院患者数	
目標③ 退院率：3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上	
本市の目標	
目標① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催 1 回以上	
目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施回数 3 回以上	
項 目	数 値
目標① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するための協議会の開催	1 回以上
目標② 地域の支援者の資質向上のための研修会・事例検討会の実施	3 回以上

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標①	地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
目標②	強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
本市の目標	
目標①	地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
目標②	強度行動障がいのある人に関し、本市における支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
項 目	数 値
目標① 地域生活支援拠点を確保しつつ運用状況の検証及び検討	1回／年
目標② 令和8年度末の地域生活支援拠点等の設置箇所数	50か所

4 福祉施設から一般就労への移行等

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍 目標② 就労定着支援事業の利用者数：一般就労移行者のうち、7割以上 目標③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上				
本市の目標				
目標① 一般就労への移行者数：令和元年度（58人）の1.1倍				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
34人 うち雇用調整員19人	39人 うち雇用調整員11人	59人 うち雇用調整員20人	83人 うち雇用調整員20人 アンケート回収率69.7%	63人
目標② 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、3割の利用				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
1割3分	1割8分	2割1分	1割1分 アンケート回収率69.7%	3割
目標③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
—	—	3割3分	5割 アンケート回収率69.7%	7割
成果と課題				
◇就労系サービス事業所や雇用調整員により、一般就労に向けた相談支援、企業開拓や企業との就労内容のマッチング、就労定着に関する支援を行っている。				
◇事業所アンケート調査の結果、就労系サービス事業所における令和5年度の一般就労移行者数は、自立訓練1人、移行支援26人、就労A型24人、就労B型12人となった。また、雇用調整員における令和5年度の一般就労移行者数は20人で、令和5年度における一般就労移行者数は合わせて83人となった。				
◇一般就労に移行した実績としては、就労移行支援事業所からの移行が大幅に増加している。また、一般就労できた利用者のうち、就労定着支援事業を利用した実績を見ても、就労移行支援事業所からの利用が増加している。				
◇事業所アンケート調査の結果、令和5年度の就労系サービス事業所における一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者数は7人となった。そのため、一般就労移行者数63人に対する就労定着支援事業利用率は1割1分となった。				
◇事業所アンケート調査の結果、就労定着支援事業所として、令和5年度は6事業所で利用実績があり、うち就労定着率が8割以上の事業所は3事業所となった。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 一般就労への移行者数：令和3年度の1.28倍 うち移行支援事業：1.31倍、就労A型：1.29倍、就労B型：1.28倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上	
本市の目標	
目標① 一般就労への移行者数：令和3年度の1.78倍 目標② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の7割以上 目標③ 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の2.40倍 目標④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：4割以上	
項 目	数 値
令和3年度の一般就労移行実績（雇用調整員の実績除く） うち移行支援事業：6人、就労A型：12人、就労B型：10人	28人
令和3年度における、就労移行支援事業等を通じて一般就労する移行者のうち、就労定着支援事業利用者実績	5人
目標① 令和8年度末における一般就労移行者数 （うち移行支援事業：22人、就労A型：15人、就労B型：13人）	50人
目標② 令和8年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	7割以上
目標③ 令和8年度末における、就労移行支援事業等を通じて一般就労する移行者のうち、就労定着支援事業利用者数	12人
目標④ 就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所	4割以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標① 児童発達支援センターの設置：各市町村に少なくとも1か所以上設置				
目標② 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県・圏域・市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置				
本市の目標				
目標① 児童発達支援センターを3か所設置				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	3カ所
目標② 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の検討				
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値
2回	2回	2回	1回	2回／年
成果と課題				
◇児童発達支援センターを令和5年度末時点で3か所設置することとしているが、令和5年度末までで2か所の設置となった。				
◇令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、「福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会」に名称を変更し、医療的ケア児だけではなく、医療的ケア者も対象に加えた。				
◇令和5年度に医療的ケア児（者）支援体制整備のため、庁内関係課で構成された庁内連絡会を設置し、情報の一元化と支援体制の整備について協議を行った。				
◇「福井市医療的ケア児（者）支援推進協議会」を年1～2回開催し、医療的ケア児者が心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、関係機関との連携調整・情報交換を行い、コーディネーターの配置を含めた支援体制の推進に関する協議を行っている。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置	
目標② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	
目標③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の1か所以上の確保	
本市の目標	
目標① 児童発達支援センターを3か所設置	
目標② 医療的ケア児等コーディネーターの配置	
目標③ 重症心身障がい児型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の6か所以上の確保	
項 目	数 値
目標① 令和8年度末までに児童発達支援センターを設置	3か所
目標② 令和8年度末における本市の医療的ケア児等コーディネーターの配置数	7人
目標③ 重症心身障がい児型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	6か所以上

6 相談支援体制の充実・強化等

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保				
本市の目標				
目標① 市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行う				
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
8 事業所	11 事業所	26 事業所	26 事業所	27 事業所／年
目標② 相談支援事業所に対し、人材育成の研修を開催する				
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
3 回	4 回	6 回	7 回	4 回／年
目標③ 相談支援事業所同士の連携強化の取組を実施する				
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
0 回	1 回	1 回	1 回	1 回／年 (地区ごと)
成果と課題				
◇市内の相談支援事業所に対して訪問等を行い、専門的な指導・助言を行うこととしており、毎年、全事業所に対して実施している。また、令和5年度は全26事業所に行った。				
◇相談支援事業所に対し、毎年、人材育成の研修を年4回以上開催しており、令和5年度においては年7回開催した。				
◇地区障がい相談支援事業所が担当エリアごとに相談支援事業所同士の連携強化の取組を年1回実施することとしており、相談支援専門員の知識や技術のスキルアップのため、研修会を企画・運営し、相談支援の質の向上を図っている。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標① 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等	
目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
本市の目標	
目標① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	
目標② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	
項 目	数 値
目標① 市内の相談支援事業所への訪問による専門的な指導・助言	市内全事業所
目標② 相談支援事業所に対する人材育成の研修の開催	4 回以上/年
目標③ 自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）における個別事例の検討	4 回以上/年

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

◆第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績

国の基本指針				
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築				
本市の目標				
目標 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数				
R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	目標値
4 名	11 名	8 名	10 名	4 名以上／年
成果と課題				
◇事業所への実地指導などを適切に行うことでサービスの質の向上に繋がられるよう、県が実施する相談支援従事者初任者研修や障害支援区分認定調査員研修などに市職員が参加しスキルアップを図っている。				
◇また、県自立支援協議会のネットワーク連絡会に市職員と基幹相談支援センターが参加し、市町の協議会の運営体制などを情報共有することで、市自立支援協議会の体制強化に繋がっている。				
◇令和5年度には10名の市職員が、県の実施する研修に参加した。今後もサービスの質の向上のため、研修への積極的な参加を推進する。				

◆第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における目標

国の基本指針	
目標 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築	
本市の目標	
目標 サービスの質の向上を図るための体制構築	
項 目	数 値
目標① サービス提供実績の分析及び事業所等との共有	2 回/年
目標② 強度行動障がいに関わる支援者に対する研修の開催	1 回/年